

# 平成30年度使用小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用教科用図書の採択について

(平成29年8月8日教育長決定)

平成29年度北海道教科用図書選定審議会の答申、並びに平成29年度小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用教科用図書選定委員会の選定結果報告に基づき、次のとおり採択する。

## 記

### 1 文部科学省検定済教科書（当該学年用）について

#### （1）小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書

本年度は採択年度であるため、選定委員会において全ての検定済教科書について調査研究を行い、その結果全ての教科書を選定する旨報告を受けたことから、当該報告及び上記答申の

2 (2) アに基づき、各市町村の採択結果を踏まえ、8月31日までに別に採択する。

ただし、児童の障がいの程度により、視覚障がい者用の点字版の教科用図書を選定する場合には、それらの教科用図書と同一の内容の小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択する。

#### （2）小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）及び中学校用教科用図書

平成30年度に使用する教科用図書は、平成29年度と同一の教科用図書を採択する。別添「平成27～30年度に道立特別支援学校で使用する小学校用教科用図書採択一覧」及び「平成28～31年度に道立特別支援学校で使用する中学校用教科用図書採択一覧」のとおり。

### 2 文部科学省著作教科書（当該学年用）について

特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成30年度使用）に登載された教科用図書を全て採択する。

### 3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について

児童生徒の障がいの種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合の教科用図書として、次のとおり採択する。

#### （1）文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書の下学年用

平成30年度使用の小学校用教科書目録、中学校用教科書目録及び特別支援学校用（小・中学部）教科書目録に登載された教科用図書を全て採択する。

(2) 他の障がい用の文部科学省著作教科書又はその下学年用

平成 30 年度使用の特別支援学校用（小・中学部）教科書目録に登載された教科用図書を全て採択する。

(3) 一般図書

平成 29 年度小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用教科用図書選定委員会が選定した一般図書を採択する。別添「平成 30 年度使用小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用一般図書採択一覧」のとおり。